

スライド条項適用に係る取扱いについて

建設工事の受注者は、労務単価の改定の有無や契約時期にかかわらず、物価上昇による請負代金額の変動額が受注者の負担である1%を超えるなどの条件を満たす場合には、工事請負契約書第26条(スライド条項)に基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができます。(ただし、残工期が2か月以上ある工事が対象となりますので請求時期にご留意ください。)

スライド条項の適用については、受注されている工事の監督職員へご相談ください。

スライド条項適用の流れについて

1. 長崎市ホームページ「入札・契約情報」の「要綱・基準」に各スライド条項の運用基準等を掲載しております。適用されるスライド条項の運用等をご確認ください。
2. 「入札・契約関係様式集(建設工事・建設コンサル等)」の該当する請求様式等をダウンロードの上、該当工事について作成してください。
3. 該当工事の監督職員へ提出し、協議をしてください。
4. スライド額の確定後、請負代金の変更契約を行います。
5. インフレスライドを行った際は「インフレスライド条項の適用による下請契約等の報告書」を監督職員へ提出してください。

お問い合わせ先

契約検査課工事契約係

電話 095-829-1276(直通)